

15. 総合経済対策

昭和61年4月8日
経済対策閣僚会議

先進国経済は、インフレが鎮静化する中で緩やかながら拡大を続けており、今後とも緩やかな成長が続くものと見込まれている。また、原油価格の低下は、世界経済に総じて好影響を与えるものとみられる。

一方、最近の我が国経済をみると、景気動向にはばらつきがみられ、その拡大テンポは更に緩やかになっているが全体として拡大傾向が続いている。国内需要は緩やかながら着実に増加しているが、輸出は高水準でおおむね横ばいとなっており、生産活動は引き続き弱含み傾向で推移している。また、最近の急速な円高の進展等を背景に、このところ企業、就中中小企業の景況感にも影響が出ている。雇用情勢は、製造業を中心に改善傾向に足踏みがみられる。

以上のような経済情勢を踏まえ、我が国としては、引き続き内需を中心とした景気の維持・拡大を確実なものとするための積極的な努力を行うことが肝要である。このような内需拡大の努力は、経済の拡大均衡を通じて世界経済にも好ましい影響を及ぼすものと期待される。

このため、引き続き適切かつ機動的な財政・金融政策の運営を図るとともに、円高及び原油価格低下によるメリットが経済の各方面へ浸透し、我が国経済全体に均霑されることが必要である。また、規制緩和等民間経済の活力ある展開のための環境整備を一層進めていくとともに、住宅建設の促進を図る必要がある。さらに、中小企業等が現下の厳しい環境変化に積極的に対応しうよう環境整備を進める必要がある。

政府としては、このような方針の下に、下記の政策課題につききめ細かな対策を講じていくこととする。

記

1. 金融政策の機動的運営

日本銀行は公定歩合を本年1月30日に0.5%引き下げたのに続き、3月10日から更に0.5%引き下げたところである。これに伴い預貯金金利や短期プライムレート

等が引き下げられるなど、金利水準全般の低下が進んでいるところであるが、今後とも内外経済動向及び国際通貨情勢を注視しつつ、金融政策の機動的運営を図る。

なお、その際、過度に投機的な取引が助長されないよう配慮する。

2. 公共事業等の施行促進

(1) 昭和61年度の公共事業等については、上半期における契約済額の割合が過去最高を上回ることを目指して可能な限り施行の促進を図る。

また、公共事業の配分に当たっては、各地域の経済情勢、社会資本の整備状況、事業の優先度等を勘案して適切に行うものとする。

(2) 地方公共団体においても、(1)の措置に準じて、事業の円滑な施行を図るため必要な措置を講ずるよう要請する。

3. 円高及び原油価格低下に伴う差益の還元と価格の適正化等

(1) 電力9社及び大手ガス3社の円高及び原油価格低下による差益については、需要者に暫定的料金引下げ等の形で還元することとし、その具体的方策について早急に検討を進め、6月から実施する。

なお、具体的な還元額は、実施段階において決定されるが、現在のような為替レート、原油価格の傾向が継続する場合には、還元額はおよそ1兆円程度になるものと見込まれる。

(2) 畜産物の価格安定を図るために設けられている価格帯については、円高効果を含む生産費の低下等も踏まえ、昭和61年度から中心価格等で国産牛肉の約7割を占める乳用種牛肉を2.3%、豚肉を5.6%、バターを4.0%引き下げる。

(3) 輸入牛肉については、5月から畜産振興事業団の指定輸入牛肉販売店及び肉の日における小売目安価格を現行市価の10~20%安から20~30%安に引き下げるとともに肉の日の拡充を図る。

また、本年のゴールデンウィーク期間に主要都市において新たに牛肉の特別販売を行うビーフウィークを実施する。

畜産振興事業団の輸入牛肉売買差益をより直接的に消費者に結びつく施策に活用するため、上記のほか、昭和61年度において、従来からの国産牛肉特別対策事業等に

加え、新たに牛肉販売合理化事業等の流通・消費対策を推進するほか、更に食肉の流通・消費対策を追加的に実施する。

- (4) 国際航空運賃については、方向別格差縮小のための措置を講ずるよう努める。
- (5) 国際通信料金については、利用者の負担の軽減を図るため、遅くとも9月までには料金引下げを実施するよう促進する。
- (6) その他の公共料金等についても、円高、原油価格の低下及び物価の安定基調にかんがみ、可能な限りその引下げに努めるものとするが、引下げが困難なものについても、当該事業の収支状況等を勘案しつつ、料金等の長期安定、サービスの改善等を通じて円高等による差益を還元するものとする。
- (7) 円高による輸入品価格低下及び原油価格低下の効果が、市場メカニズムを通じて国内販売価格に適正に反映されるよう努めるとともに、必要に応じ関係業界に対して要請を行う等適切な対応を図る。この一環として、
 - ① 石油製品については、市場メカニズムを通じて、円高及び原油価格の低下を価格に反映してきているが、今後においても、為替相場及び原油価格の動向が適正に反映されるよう価格動向について注視する。
 - ② 配合飼料については、既に昭和60年10月以降円高の効果を含む原料コストの低下を反映して2回にわたる価格引下げ(8.4%)が行われたところであるが、今後においても原料価格の動向等について注視する。
 - ③ 主要輸入消費財の価格動向等(別紙37品目)について調査し、4月末を目途に消費者等に対する情報提供を行う。
 - ④ 主要百貨店・スーパーに対する円高活用プランの策定指導、その他の百貨店・スーパー等の小売業界に対するインポートフェアの開催要請等を通じて、一般消費者への円高メリットの均霑を積極的に図るよう努める。また、日本貿易振興会(JETRO)、製品輸入促進協会(MIPRO)の活用等による大規模なインポートバザールの開催、商店街等における輸入品フェアの開催、製品輸入に係る広報等の推進により、国民が円高のメリットを享受しうるような環境の整備に努める。

4. 規制緩和による市街地再開発の促進等

(1) 市街地再開発の促進

- ① 東京都環状7号線以内において、真に低層住宅としての良好な居住環境の維持の

ため必要な場合を除き、第一種住居専用地域の第二種住居専用地域への指定替えを重点的に推進する。

- ② 再開発の促進による都市空間の高度利用が可能となるよう、市街地再開発事業の施行区域における場合又は特定街区若しくは総合設計による場合には、より大幅な容積率の割増しが可能となるよう基準を見直す。

なお、斜線制限についても、再開発の促進による都市空間の高度利用が可能となるよう緩和を図る。

(2) 新市街地開発の促進

- ① 市街化調整区域のうち特に人口増が著しい地域に近接する区域及び鉄道新駅周辺の区域等大きな新市街地開発投資が見込める地域について、重点的に線引きの見直しを推進する。また、保留人口フレームの解除を促進する。

さらに、開発許可基準の見直しを行うとともに、開発許可手続の迅速化・合理化を図る。

- ② 宅地開発指導要綱のこれまでの見直しの実態を踏まえ、行き過ぎ是正の行われていない団体に対し、行き過ぎ是正の徹底を図るよう指導する。これにより、道路、公園、学校等公共公益施設用地の確保面積の適正化を図り、開発面積及び開発事業費に占める有効宅地分の割合の引上げを図る。

- ③ 民間活力の活用等に資する優良事業について第3セクターへの民間の出資比率を引き上げる等、埋立事業について民間資金の活用を図る。

(3) 国公有地への土地信託制度の導入

国公有地に土地信託制度を導入するため、現在、国会に提案中の「国有財産法の一部を改正する法律案」及び「地方自治法の一部を改正する法律案」の成立を受けて、民間活力を活用した国公有地の有効活用の促進を期する。

5. 住宅建設、民間設備投資等の促進

(1) 住宅建設等の促進

- ① 住宅金融公庫については、貸付金利を引き下げるとともに、個人住宅の各募集期の受付時期の繰上げ及び受付期間の拡大、民間賃貸住宅の募集回数の増加並びに融資対象となる分譲住宅の上限価額の引上げにより貸付けの促進を図る。

- ② 昭和61年度税制改正で講じられた住宅取得促進税制の創設、住宅取得資金に係る贈与税の特例の拡充等の周知徹底を図り、その活用を促す。

- ③ 民間金融機関の個人向け住宅融資については、金利の引下げ及び融資資金の安定

的な確保につき配慮するよう要請する。

- ④ 増改築等リフォームを促進するため、増改築相談員の養成・活用、関連する技術の開発・普及、「住まいのリフォーム・フェア」等の開催などによる情報提供を図るとともに、住宅関連用品等の需要の顕在化を図るため、「インターナショナル・ハウスウェア・ショー」の開催等を行う。
- ⑤ 木造建築物の建設促進のための対策を総合的に推進する。

(2) 電気事業、電気通信事業等の設備投資の追加等

- ① 電気事業及びガス事業における設備投資（修繕工事等を含む。）については、繰上げ発注と投資の追加を図るものとする。

電気事業については、特に、昭和61年度4～6月期を中心として上半期に7,000億円程度の繰上げ発注に努力するとともに、社会的要請の強い配電線地中化について既存計画に加え、昭和61年度及び昭和62年度においてそれぞれ1,000億円程度を目途に投資の追加に努力するよう指導する。

なお、配電線の地中化を円滑に実施するため、関係行政機関はこれを積極的に支援するものとする。

ガス事業についても、昭和61年度上半期に保安の強化等のための繰上げ発注等に努力するよう指導する。

- ② 日本電信電話株式会社の設備投資について、ネットワークのデジタル化計画の繰上げ、電線の地中化工事の追加等により、昭和61年度において1,500億円程度を目途に投資の増加に努力するよう指導する。
- ③ 現在、国会に提案中の「特定都市鉄道整備促進特別措置法案」の成立を受けて、特定都市鉄道整備積立金制度の活用により、鉄道の複々線化等の大規模な輸送力増強工事の促進を図る。

(3) 公共的事業分野における民間活力の活用

- ① 現在、国会に提案中の「東京湾横断道路の建設に関する特別措置法案」の成立を受けて、事業の早期着手を期するとともに、関西国際空港については本格的な工事に着手することとする。
- ② 現在、国会に提案中の「民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法案」の成立を受けて、早急に基本指針の策定を行い、開放型研究施設、国際見本市場・会議場、港湾業務用施設等特定施設の整備事業の円滑な実施を期する。
- ③ また、テクノポリス構想の一層の推進を図るなど地方における民間活力活用プロジェクトの着実な推進を図る。
- ④ さらに、勤労者のためのセカンドハウス、レクリエーション施設の建設等国有林

(3) 雇用対策

雇用調整助成金について、本年3月に改正した業種の指定基準に基づき、産地や業種の実態に即した業種指定を機動的に行い、その積極的活用を努める。

また、高齢者や構造的不況に陥っている特定不況業種・特定不況地域からの離職者等の特定の求職者について、特定求職者雇用開発助成金の活用や特別求人開拓の実施、委託訓練・速成訓練等の方法による職業訓練の実施等により、その早期再就職を促進する。

7. 国際社会への貢献

上記の諸施策を始め我が国の内需拡大の努力は、経済の拡大均衡を通じて世界経済にも好ましい影響を及ぼすことが期待される。同時に、今後の情勢の推移をも見つつ、多くの開発途上国が直面している経済困難にも配慮し、国際社会に貢献すべく適切な対応を図る。

の有効活用を推進する。また、公有林についても同様の有効活用が図られるよう努める。

6. 中小企業対策等の推進

(1) 中小企業対策

- ① 最近の金融情勢等にかんがみ、中小企業者の資金調達の円滑化を図るため、中小企業国際経済調整対策等特別貸付制度及び小企業等経営改善資金融資制度の貸付金利の引下げを行う。
- ② 親企業の下請中小企業に対する円高の影響の不当な転嫁を防止するため、下請代金支払遅延等防止法の厳正な運用を図るとともに、親企業に対する指導を強化する。
また、円高により影響を受ける下請中小企業の仕事量の確保を図るため、下請企業振興協会を通じた下請取引の機動的なあっせんに努める。
さらに、下請等中小企業に係る相談受付・指導を充実するため、商工会、商工会議所等の特別相談窓口機能の拡充・強化、中小企業団体中央会の相談窓口の設置を図るとともに、各都道府県における相談窓口の設置を要請し国及び都道府県の連携強化を図る。
- ③ 企業経営に長い経験と見識を有する経営者等を「産地中小企業活路開拓アドバイザー」として通商産業大臣が臨時に委嘱し、円高等により深刻な影響を受けている産地の中小企業に対し事業転換等に関する指導・助言を行う。
- ④ 特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法に基づく事業転換対策及び緊急経営安定対策を産地中小企業関係者に周知徹底させ、それらの対策の活用を図るとともに、各産地の今後の在り方について検討すること等のため各都道府県において中小企業団体、金融機関、学識経験者等をメンバーとする「産地対策推進協議会」を設置するよう要請する。
- ⑤ 地域における内需の振興のため、中小企業事業団の高度化融資に係る工場団地、卸団地の建設計画等を前倒しして実施するとともにその円滑な執行を図るため、都道府県においても必要な措置を講ずるよう要請する。
- ⑥ 公共事業等の施行等に際しては、中小企業者の受注機会の増大に努める。

(2) 金属鉱業対策

金属鉱業について、探鉱、保安対策等を融資対象とする金属鉱業経営安定化融資の融資時期の繰上げ等を行うとともに、最近の厳しい経営環境の変化への対応の方向について早急に鉱業審議会における審議を進める。

(別紙)

輸入消費財価格動向等調査対象品目

マグロ	サケ	タコ
エビ	食肉加工品	ナチュラルチーズ
野菜缶詰(スイートコーン)	レモン	グレープ・フルーツ
バナナ	食用油(大豆)	チョコレート(カカオ豆)
チョコレート(製品)	木材	配合飼料
ウイスキー	ワイン	電気カミソリ
家庭用アルミ製品	ジーンズ	ワイシャツ・ブラウス
肌着	スポーツシューズ	くつ下
ネクタイ	乗用車	タイヤ
万年筆	運動用ボール	ゴルフクラブ
テニスラケット	フィルム	レコード
書籍・雑誌	ハンドバッグ	腕時計
かさ		

(以上37品目)